確定申告書等作成コーナー

~申告書等作成のための操作の手引き~

土地建物等の譲渡 マイホームの売却による譲渡益 編 (措法31条の3及び措法35条1項を適用する場合)



居住用財産(マイホーム)を売却して譲渡益が算出される場合(新たに自宅を買い換えない場合)の特例(措法31条の3及び35条1項)を適用した確定申告書の作成の操作手順を説明します。

この操作の手引きは「**令和5年分 譲渡所得の申告のしかた」**(国 税庁HPからダウンロードすることができます。)の事例3に準じて作成しています。

土地建物等の譲渡(マイホームの売却による譲渡益)編

居住用財産(マイホーム)を売却して譲渡益が算出される場合(新たに自宅を買い換えない場合)について、次の事例を用いて、確定申告書及び譲渡所得の内訳書等の作成の操作手順を説明します。

【事例】

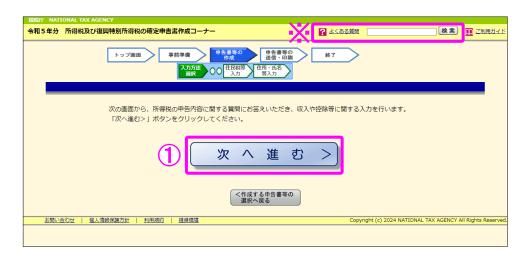
- ① 私は、Y市△△町6-6-4の土地(350.00 m²)と建物(200.00 m²: 木造)を、令和5年1月10日に7,200万円で売却する契約を締結しました。
- ② 売却に当たっては、契約時に手付金として1,440万円を受領し、同年2月1日に残金5,760万円を受領するとともに、土地と建物を買主に引き渡しました。
- ③ この土地と建物は、平成元年3月に6,000万円で購入(新築の建売住宅を購入したもので、土地と建物の価額が区分されていません。)したもので、売却するまで自分で住んでいました(現在は息子の住宅に同居しています。)。
- ④ この土地と建物を売却する際に、仲介手数料 2,442,000 円と売買契約書に貼り付けた収入印紙代 30,000 円がかかりました。
- ⑤ 居住用財産を売却した場合の 3,000 万円の特別控除の特例(措法 35 条 1 項)と所有期間が 10 年超の居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例(措法 31 条の 3)を適用します。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法や特例の内容などを確認したい場合は、「令和5年分 譲渡所得の申告のしかた」の事例3や土地や建物の譲渡所得のあらましをご覧ください。

、土地建物等の譲渡(マイホームの売却による譲渡益)編

作成開始



(1)『次へ進む>』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」 画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を 参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があり



2 申告書の作成をはじめる前に



① 「生年月日」を入力します。

(これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。)

② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。

(「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。)

- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」を選択します。
- ④ 全ての質問に回答した後、『**次へ進む**』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力						
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、聞いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ☑ をクリックすると、項目についての説明が表示されます。						
総合課税の所得 (単位:円)						
所得	の種類	入力・訂 内容確認		力	入力内容から計算した所得金 (2)から表示金額の説明を確認でき	
事業所得(営業	・農業)『	入力す	る		-	(2)
不動産所得 🛜		入力す	る			2
利子所得 <table-cell></table-cell>		入力す	る			2
配当所得 ?		入力す	る			2
給与所得 <table-cell></table-cell>		入力す	る			2
	公的年金等	入力す	る			
雑所得 🛜	業務	入力す	る			2
その他		入力す				2)
総合譲渡所得 ?	·	入力す	= $+$			2
合計 🔐	(額)を入力した場				2	
分離課税の所得 (単位:円)						
所得の	種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無		入力内容から計算した所得金額 (②から表示金額の説明を確認できま	す。)
土地建物等の譲	度所得 区 1	入力する				2
株式等の譲渡所得等 🖸 🗼 🚶		入力する				2
		入力する				(2)
先物取引に係る雑所得等 🖸 入		入力する				2
退職所得 ?		入力する				2
決算書・収支内訳書作成コーナーへ						
※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は 訂正する方はこちらをクリックしてください。【人力終了(次へ)>						

① 土地建物等の譲渡所得の『入力する』ボタンをクリックすると、「土地建物等の譲渡所得 (譲渡所得トップ)」画面へ進みます。

4 土地建物等の譲渡所得(譲渡所得トップ)

土地建物等の譲渡所得(譲渡所得トップ)

入力前の確認事項

- ⇒ 入力の流れ
- ⇒ ご利用になれない方
- ⇒ 計算のしくみ
- ⇒ 作成できる書類
- ⇒ 入力に必要な書類
- ⇒ 留意事項

1 「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」等を作成済みの方

「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」等を手書き等で作成済みの方は、右の「計算結果入力」ボタンをクリックしてください。



2「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」等をまだ作成されていない方

「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」等をまだ作成されていない方は、右の「内訳書作成」ボタンをクリックしてください。 画面の案内に沿って該当項目を入力することにより、譲渡所得の内訳書等及び申告書が作成されます。



<所得等の選択画面に戻る

- ① 譲渡所得の内訳書等を作成済みの方は、『**計算結果入力**』ボタンをクリックします。 「計算結果入力1」画面へ進んで、作成済みの譲渡所得の内訳書等を基に、画面の案内に 沿って入力してください。
- ② 譲渡所得の内訳書等を作成されていない方は、『**内訳書作成**』ボタンをクリックします。 ※ この操作の手引きでは、②を選択した場合の操作方法を説明します。

5 土地建物等の譲渡所得(内訳書作成トップ)

土地建物等の譲渡所得(内訳書作成トップ)

土地建物等の譲渡所得(入力の流れ)

令和5年中に譲渡(売却)した土地建物等について入力し、内訳書等を作成します。

入力する譲渡内容について、以下の中から当てはまるものを選択し、「次へ>」ボタンをクリックしてください。

	チェック	譲渡(売却)の内容・適用する特例など				
	0	国・地方公共回体等に土地建物等を譲渡(売却)して補償金等を受け取った方 ・措法33条の4(5,000万円控除) ・措法34条(2,000万円控除) ・措法34条の2(1,500万円控除) ・措法34条の3(800万円控除)				
1	•	マイホームを譲渡 (売却) し、利益があった方 ・措法35条 1 項 (3,000万円控除) ・措法31条の 3 (軽減税率の特例) ※ 利益があったか損失があったか不明な方はこちらを選択してください。				
	0	マイホームを譲渡(売却) し、損失があった方 ・措法41条の5 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例) ・措法41条の5の2 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例)				
	0	被相続人の居住していた土地建物等を譲渡(売却)し、利益があった方 ・措法35条3項(3,000万円控除)				
	0	平成21年及び平成22年に取得した土地等を譲渡(売却)し、利益があった方 ・措法35条の2 (1,000万円控除)				
	0	低未利用土地等を譲渡 (売却) し、利益があった方 ・措法35条の3 (100万円控除)				
	0	上記以外の方 選択する特例によりご利用できない場合がありますので、必ず <u>「入力前の確認事項」</u> を確認してください。				

く トップ画面に戻る



次へ>

- ① マイホームを売却して利益がある場合は、「マイホームを譲渡(売却)し、利益があった 方」を選択します。
- ② 『次へ>』ボタンをクリックします。

6 土地建物等の譲渡所得(入力に必要な書類)

土地建物等の譲渡所得(入力に必要な書類)

土地建物等の譲渡所得(入力の流れ)

このコーナーを利用して、譲渡所得の内訳書等を作成するためには、次の書類が必要となります。

作成を開始する前に、入力に必要な書類を確認してください。

入力終了後、申告書とともに作成される「申告書等送信票 (兼送付書) 」に必要な提出書類等が表示されますので、確認してください。

が表示されますので、確認してください。 なお、以下の「入力に必要な書類」とは別に、適用を受ける特例によっては申告書の<u>添付書類として提出しなければならない書類</u>があります。

■共通で必要となる書類

1

項番	入力に必要な書類			
1	譲渡(売却) したときの契約書等で、売却金額や売却先、売却物件の所在地や面積等が確認できるもの			
2	譲渡 (売却) したときにかかった費用の領収書等で、費用の内容や支払日、支払金額等が確認できるもの			
3	譲渡(売却) した物件を 購入(取得) したときの契約書等 で、取得したときの取得時期や取得金額、取得先等が確認できるもの 業務用の建物を譲渡(売却)された場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費 に算入される償却費の累積額を確認できる本年分の収支内訳書や青色申告決算書など			
4	譲渡(売却)した物件を 購入(取得)したときにかかった費用の領収書等 で、費用の内容や支払日、支払金額等が確認できるもの			

(注1) <u>措法31条の3</u>を入力すること 動産番号等は登

(注2) 先祖伝来の財 5%に相当する 5%に満たない 取得費を譲渡 たときの書類は

■このコーナーで譲渡所得の内訳書が作成できるか確認します。

次の質問に「はい」・「いいえ」で回答してください。 いずれか一つでも「はい」に該当した場合は、このコーナーで譲渡所得の内訳書を作成することができません。

1 3,000万円控除(措法35条1項)を適用できる部分とできない部分がありますか?

居住用財産のうち、所有期間が10年以上の部分と10年未満の部分があるなど、軽減税率の特例(措法31条の3)を適用できる部分とできない部分がありますか?

店舗併用住宅など、居住用以外に使用されていた部分があるなど、

居住用財産の買換え等の特例(措法36条の2、36条の5)を適用しますか?

0 •

入力終了(次へ)>

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

内訳書作成トップに戻る

3

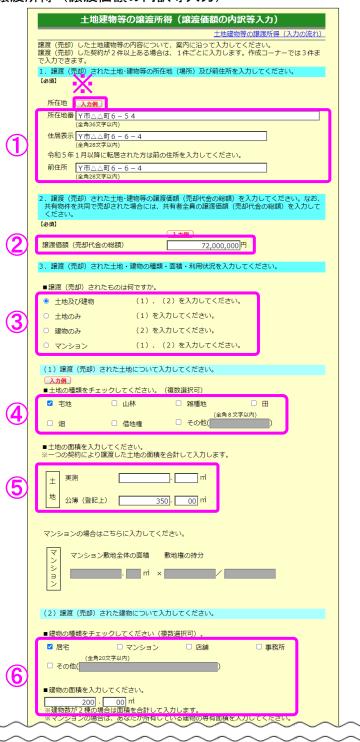
- ① 入力に必要な書類を確認します。
- ② 当作成コーナーで譲渡所得の内訳書が作成できるか確認しますので、質問に「はい」・「いいえ」で回答してください(いずれか一つでも「はい」に該当した場合は、措法 35 条1 項又は 31 条の3を適用した譲渡所得の内訳書を当作成コーナーで作成することができません。)。
- ③ 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

7 土地建物等の譲渡所得(3,000万円特別控除の特例要件)

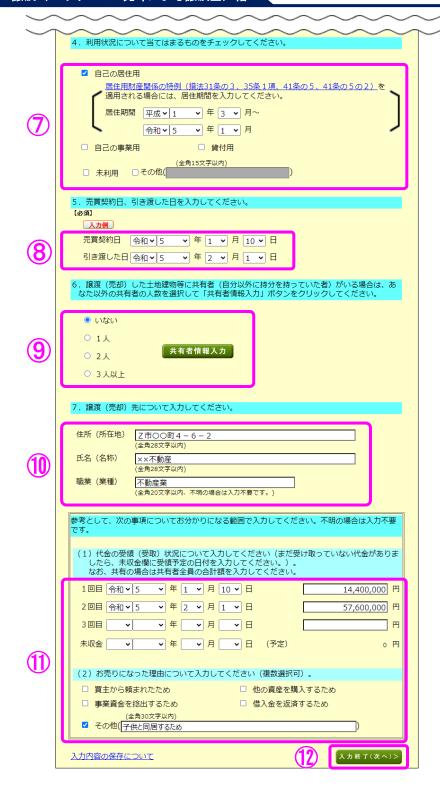


- ① 質問について、「はい」・「いいえ」を選択します。
- ② 全ての質問について選択し、『判定結果を表示する』ボタンをクリックします。
- ③ 適用可能な特例が表示されます。
- ④ 『特例適用要件確認を終了(次へ)>』ボタンをクリックすると、次の画面へ進みます。

8 土地建物等の譲渡所得 (譲渡価額の内訳等入力)



- ① 譲渡(売却)した土地・建物の所在地等を入力します。
 - ※ 『入力例』ボタンをクリックすると入力例が表示されますので、ご確認ください(以下同じです。)。
- ② 譲渡(売却)した土地・建物の譲渡価額(売却代金の総額)を入力します。
- ③ 譲渡(売却)した物件を選択します。
- ④ 譲渡(売却)した土地の種類を選択します。
- ⑤ 譲渡(売却)した土地の面積について、「公簿(登記上)」に入力します(実測している場合には「実測」にも面積を入力します。)。
- ⑥ 譲渡(売却)した建物の種類を選択し、面積を入力します。



- ⑦ 譲渡(売却)した土地・建物の利用状況を選択します。
 - ※ 「自己の居住用」を選択した場合、居住期間を入力する欄が表示されるため、居住期間 を入力します。
- ⑧ 売買契約日及び引き渡した日を入力します。
- ⑨ 共有者の人数(自分を除きます。)を選択します。共有者がいる場合は、『共有者情報入力』 ボタンをクリックして持分等の情報を入力します。
- ⑩ 譲渡(売却)先の「住所(所在地)」、「氏名(名称)」及び「職業(業種)」を入力します。
- ⑪ 「代金の受領(受取)状況」及び「譲渡(売却)理由」を入力します。
- ② 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

土地建物等の譲渡(マイホームの売却による譲渡益)編

9 土地建物等の譲渡所得(譲渡費用入力)

仲介手数料や契約書に貼るために購入した収入印紙代など譲渡(売却)するために支払った 費用を入力します。

土地建物等の譲渡所得(譲渡費用入力) 土地建物等の譲渡所得(入力の流れ) <u>譲渡(売却)するために支払った費用</u>について入力します。 譲渡(売却)した物件が共有である場合の支払金額は、共有者全員の総額を入力してください。 入力例 支払年月日 **支払先住所 (所在地)** (全角28文字以内) 費用の種類 支払先氏名 (名称) (全角28文字以内) 支払金額 令和 ✔ 5 ▼年 2 ▼月 1 ▼日 Y市△△町4-2-10 クリア仲介手数料 (株) △△不動産販売 2,442,000円 入力不要 クリア 収入印紙代 入力不要 30,000円 ~ ~ □ クリア 円 ~ ✔年 ▼月 **~** □ クリア **~** □ **y**年 ~ ▼月 クリア 75 ~ **~**年 ▼月 **~** □ ~ クリア 譲渡費用(総額) 2,472,000円 ※ 修繕費、固定資産税などその資産の維持・管理に要した費用は譲渡費用にはなりません。 入力終了(次へ)> 入力内容の修正方法

- ① 譲渡(売却)するために支払った費用を入力します。
- ② 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

10 土地建物等の譲渡所得(取得費の入力1)

譲渡(売却)した土地・建物の取得(購入)価額などを入力します。

土地建物等の譲渡所得(取得費の入力1)

土地建物等の譲渡所得(入力の流れ)

土地・建物の取得費を計算するための入力をします。

- ※ 土地・建物の取得費は、今回譲渡(売却)した土地・建物を以前に購入(建築)したときの代金及びその土地・建物を購入(建築)するために支払った費用等を合計して計算します。 なお、建物部分については、償却費相当額を差し引いて計算します。
- ※ 土地・建物はそれぞれ2回の購入まで入力できます。3回以上にわたって土地又は建物を購入した場合は、作成コーナーで譲渡所得の内訳書等を作成することができません。

入力例

今回譲渡(売却)した土地・建物の購入(建築)代金について、取得したごとに入力してください。

●土地・建物を同時に取得したときに、一括して支払った購入(建築)代金を入力する。 (マンションや建売住宅、中古住宅などはこちら)

土地・建物の一括購入 の場合の購入代金 2 1件目入力

未入力

○土地・建物の購入(建築)代金を個別に入力する。 (土地・建物を別々に取得した場合や、土地のみ又は建物のみを譲渡した場合はこちら)

土 地 の 購入代金	1 件目入力	未入力	2件目入力	未入力
	1件目入力	未入力	2件目入力	未入力
建 物 の 購入代金		築した場合は確定申 りますが、手書き等	申告書等作成コーナーで譲渡所行 等で譲渡所得の内訳書等を作成	得の内訳書等を作成す

取得費を全てクリア

- ① この事例では、新築の建売住宅を取得していますので、「土地・建物を同時に取得したときに、一括して支払った購入(建築)代金を入力する。」を選択します。
- ② 『1件目入力』ボタンをクリックし、入力画面に進みます。



「土地・建物を同時に取得したときに、一括して支払った購入(建築)代金を入力する。」又は「土地・建物の購入(建築)代金を個別に入力する。」のどちらかを選択すると、入力することができるボタンが緑色に変わります。

1件目入力



1件目入力

11 土地建物等の譲渡所得(取得費の入力2)



- ① 今回譲渡(売却)した土地・建物の購入価額を入力します。
- ② 購入先の「住所(所在地)」及び「氏名(名称)」を入力します。
- ③ 「購入年月日」を入力します。
- ④ 「建物の構造」で該当するものを選択します。
- ⑤ 「建物の用途」で該当するものを選択します。
- ⑥ 購入時点で建物が新築であれば「新築」を、中古であれば「中古」を選択します。
- ⑦ 『土地と建物の区分計算をする』ボタンをクリックし、次の画面に進みます。

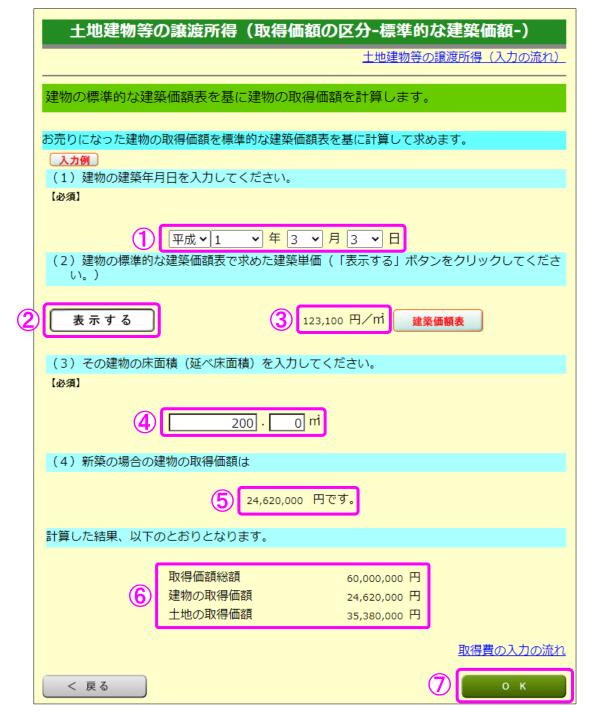
12 土地建物等の譲渡所得(取得価額の区分)

今回譲渡(売却)した土地・建物を取得した金額等を土地と建物に区分します。

土地建物等の譲渡所得(取得価額の区分)
土地建物等の譲渡所得(入力の流れ)
土地と建物の購入金額及び購入するために支払った費用を土地分と建物分に分ける 計算を行いますので、下のいずれかの方法により区分してください。
土地・建物の購入金額について区分します。
(1) 契約書等に記載されている価額により、建物と土地の取得価額を区分します。 契約書等に記載されている土地・建物の価額を入力してください。 <u>業務用に使用していた</u> 場合は、青色申告決算書又は収支内訳書等をご覧ください。 契約書等に記載されている価額が土地と建物に区分されていない場合は(2)へ進んでください。
取得価額総額 60,000,000 円 建物の取得価額 円 土地の取得価額 円
入力後、画面下の「OK」ボタンをクリックしてください。
(2) 建物に課税された消費税額から、建物の取得価額を計算して取得価額を区分します。 建物に課税された消費税額が分かる場合は <u>「消費税額から計算する」</u> ボタンをクリックしてください。 建物に課税された消費税額が分からない場合は(3)へ進んでください。
消費税額から計算する
(3)標準的な建築価額から、建物と土地の取得価額を区分します。
建物の標準的な建築価額表から、建物の取得価額を計算することができます。 <u>「標準的建築価額から計算する」</u> ポタンをクリックしてください。 標準的な建築価額から区分計算をしない場合やできない場合は(4)へ進んでください。
3 標準的建築価額から計算する
(4)建物と土地の購入時の時価により、建物と土地の取得価額を区分します。 購入時の時価を基に取得価額を区分して入力してください。時価が不明等の理由で区分できない場合は、 <u>税務署</u> にお尋ねください。
取得価額総額 60,000,000 円
建物の取得価額
土地の取得価額 円
<u>取得費の入力の流れ</u>
(
入力内容をクリア

- ① 土地・建物の取得価額について契約書等に区分の記載がある場合など、土地・建物のそれぞれの取得価額が分かる場合はその金額を入力します。分からない場合は②へ進みます。
- ② 平成元年4月以降に取得し、契約書等に支払った消費税額の記載がある場合など、支払った消費税額が分かる場合には、**『消費税額から計算する**』ボタンをクリックします。消費税が課税されていない場合や課税の有無が分からない場合は③へ進みます。
- ③ 『標準的建築価額から計算する』ボタンをクリックし、次の画面に進みます。
 - ※ 今回の事例では、土地と建物の価額が区分されておらず、平成元年3月の取得で消費 税が課税されていないため、『標準的建築価額から計算する』ボタンをクリックします。

13 土地建物等の譲渡所得(取得価額の区分-標準的な建築価額-)



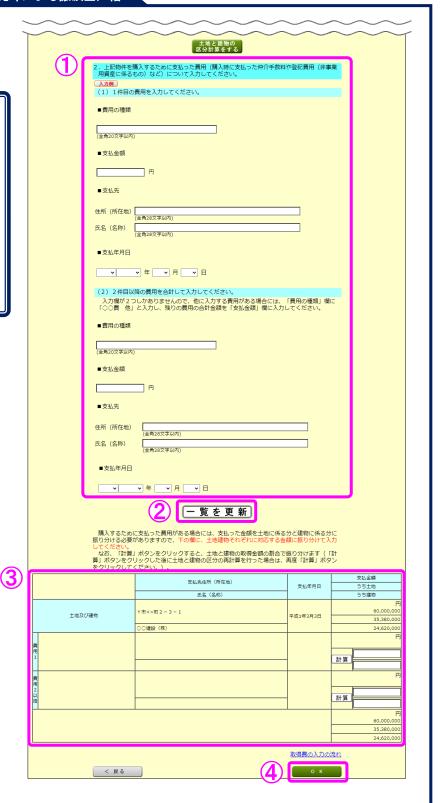
- ① 売却した建物の「建築年月日」を入力します。
- ② **『表示する**』ボタンをクリックします。
- ③ 標準的な建築単価が表示されます。
- ④ 売却した建物の「床面積(延べ床面積)」を入力します。
- ⑤ 標準的な建築単価に基づいて算出された建物の取得価額が表示されます。
- ⑥ 「取得価額総額」、「建物の取得価額」及び「土地の取得価額」が表示されます。
- ⑦ 『OK』ボタンをクリックし、次の画面に進みます。

、 土地建物等の譲渡(マイホームの売却による譲渡益)編

14 土地建物等の譲渡所得 (取得費の入力2)

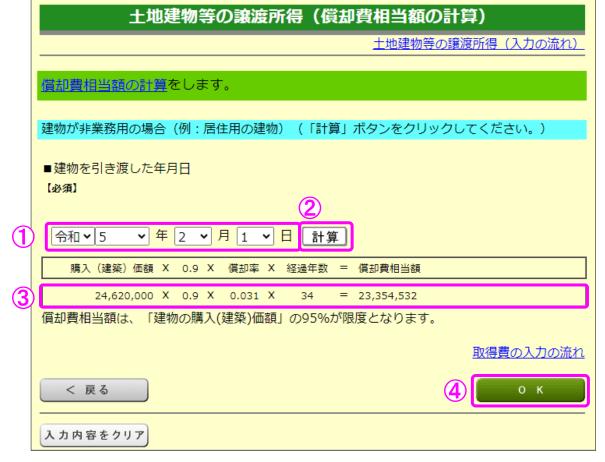
> こちらは、13 ページの 「取得費の入力2」画面の 下半分です。

取得費を土地と建物に区分した結果を基に、付随費用を含めた土地と建物の取得費を計算します。



- ① 土地・建物を購入するために支払った費用を入力します。
- ② 『一覧を更新』ボタンをクリックします。
- ③ 各明細が更新されます。①で入力した場合は、支払った費用を土地と建物に区分します。 なお、『計算』ボタンをクリックすると、土地と建物の取得金額の割合で支払った費用 を振り分けることができます。
- ④ 『OK』ボタンをクリックし、次の画面に進みます。

15 土地建物等の譲渡所得(償却費相当額の計算)

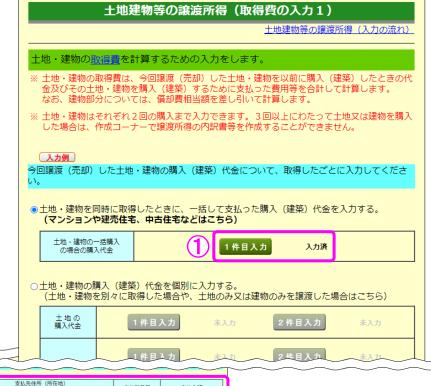


- ① 表示された「建物を引き渡した年月日」をご確認ください。表示されていない場合は、 引き渡した年月日を入力してください。
- ② 『計算』ボタンをクリックします。
- ③ 「償却費相当額」が表示されます。
- ④ 『OK』ボタンをクリックして、次の画面に進みます。



建物は使用したり、期間が経過すると価値が減少していきます。

そのため、建物の取得費は建物の購入代金などの合計額から減価償却費相 当額を差し引く必要があります。 16 土地建物等の譲渡所得(取得費の入力1)(入力後)



支払年日日 支払金額 氏名 (名称 土地1 平成1年3月3日 土地2 土地取得費 (総額) 2. 建物の取得調 支払先住所 (所在地) 支払年月日 氏名 (名称) 建物1 平成1年3月3日 ○建設(株) 建物2 建物の取得に要した費用(総額) 23,354,532 円 内 建物1 訳 建物2 建物取得費 (價却費相当額控除後) 取得費 (土地建物合計金額) 入力終了(次へ)> 入力内容の修正方法 内訳書作成トップに戻る

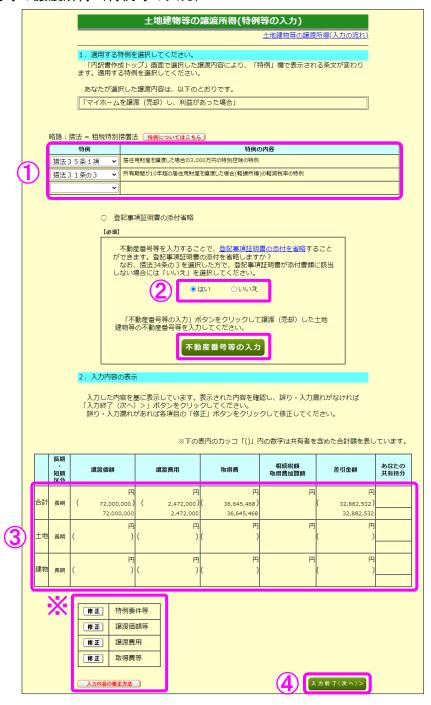
こちらは、12 ページ と同じ画面です。

「1件目入力」ボタン から入力した取得費の結 果が表示されます。

この事例は、「土地・建物の一括購入」ですので、 土地、建物の各欄に取得費の計算結果が表示されます。

- D 「取得費の入力2」画面での入力を終了したものについては、「入力済」と表示されます。 また、取得費の入力の修正は、入力済の緑色の『1件目入力』ボタンから行うことがで きます。
- ② 「取得費の入力2」画面での入力結果が表示されますので、ご確認ください。
- ③ 『入力終了(次へ) >』ボタンをクリックします(「特例等の入力」画面へ進みます。)。

17 土地建物等の譲渡所得(特例等の入力)



- ① 適用する特例が表示されますのでご確認ください。
- ② 登記事項証明書の添付を省略する場合は「はい」を選択し、『不動産番号等の入力』ボタンをクリックして、不動産番号等を入力します(20ページの画面へ進みます。)。
- ③ これまで入力した譲渡価額、譲渡費用等が表示されます。
- ④ 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。
 - ※ 入力内容を確認し、誤りがある場合は、『**修正**』ボタンから修正する画面へ進むこと ができます。詳しくは『**入力内容の修正方法**』ボタンをクリックしてご確認ください。

18 土地建物等の譲渡所得(不動産番号等の入力)



- ① 特例の適用を受ける譲渡(売却)した物件について、不動産の種別、特例を選択し、所在 及び地番又は家屋番号、不動産番号等を入力します。
- ② 『OK』ボタンをクリックします(19 ページの画面へ戻ります。)。

土地建物等の譲渡(マイホームの売却による譲渡益)編

土地建物等の譲渡所得(入力内容の確認)

土地建物等の譲渡所得(入力内容の確認)

土地建物等の譲渡所得(入力の流れ)

契約ごとの入力内容と選択されている特例を表示しています。 表示されている契約について、内容を修正したい場合は該当する契約の「修正」ボタンをクリックしてください。 他の契約について入力する方は、画面下の「く もう1件入力する」ボタンをクリックしてく

		譲渡価額	譲渡費用	取得費 (相続税額取得費 加質額)	差引金額 (損益通算前の金額)	特例	特別控除額
	契約1	円 72,000,000	円 2,472,000	円 36,645,468 (0)		措法35条1項 措法31条の3	円 30,000,000
	契約 2	Ħ	Ħ	()	()		H
l	契約3	Ħ	Ħ	()	円 ()		Ħ
l	合計	円 72,000,000	円 2,472,000	円 36,645,468 (0)	円 32,882,532 (32,882,532)		円 30,000,000
	入力内容の修正方法 (もう1件入: 2 入力終了(次へ)>						

- ① 入力内容を確認します。修正する項目がある場合は、修正する契約の『修正』ボタンをク リックします。
- 『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックすると、次の画面へ進みます。

20 土地建物等の譲渡所得(入力終了)

土地建物等の譲渡所得(入力終了) 土地建物等の譲渡所得(入力の流れ) 申告書に表示する内容を表示しています。 所在地番 適用税率 (カッコ内は住民 税) 損益通算後 差引金額 譲渡所得金額 収入金額 必要経費 特別控除額 譲渡損益 30% (9%) 短期 分 円 譲 渡 軽減 15% (5%) 分 Н 般 15% (5%) 分 2,000万円まで の部分 10% (4%) 2,000万円超の 特定 長期譲渡 分 円 펨 円 펨 펨 部分 15% (5%) 6,000万円まで Y市△△町6-54 の部分 軽課 10% (4%) 6,000万円超の 分 72,000,000 39,117,468 32,882,532 32,882,532 30,000,000 2,882,532 15% (5%) 同一区分に2件以上の入力がある場合の所在地番は、1件目に入力したものを表示しています。 確認終了(次へ)>

① 入力した内容が表示されますので、内容を確認し、『確認終了(次へ)>』ボタンをクリックします(「収入金額・所得金額の入力」画面に戻ります。)。

21 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力 入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、聞いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ☑をクリックすると、項目についての説明が表示されます。 総合課税の所得 (単位:円) 入力内容から計算した所得金額 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 入力・訂正 内容確認 所得の種類 事業所得(営業・農業) 🛭 入力する 不動産所得 🛭 2 入力する 利子所得 🔐 2 入力する 配当所得 🛭 2 入力する 給与所得 🕜 入力する 2 公的年金等 入力する 雑所得 🕜 2 業務 入力する その他 総合譲渡所得 🕜 2 入力する 一時所得 🕜 2 入力する 合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。 2 0 分離課税の所得 (単位:円) 入力・訂正 内容確認 入力内容から計算した所得金額 所得の種類 (2)から表示金額の説明を確認できます。) 土地建物等の譲渡所得 訂正・内容確認 2 長期軽課分 2,882,532 2 株式等の譲渡所得等 🛭 入力する 上場株式等に係る配当所得等 🛭 入力する 2 先物取引に係る雑所得等 🛭 2 入力する 退職所得 🛜 2 入力する 決算書・収支内訳書作成コーナーへ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は く戻る 入力終了(次へ)> 訂正する方はこちらをクリックしてください。

※ 土地建物等の譲渡所得の入力結果が表示されます。

この事例では、居住用財産を売却した場合の3,000万円の特別控除の特例の適用を受けていますので、特別控除額を控除した後の金額が表示されています。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『**入力終了(次へ)>**』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。